

家畜衛生広報

ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
長野市安茂里米村1993
026-226-0923
Fax 026-227-2665

ヨーネ病に注意しましょう！

ヨーネ病は家畜法定伝染病です

- 原因は？** ヨーネ菌という細菌の感染が原因です。
- 感染経路は？** ヨーネ病感染牛の糞便で汚染された乳汁、水、餌などを介して経口的に感染します。また、感染した母牛から子牛への感染もあります。
- 症状は？** 治りにくい慢性の下痢、急激な消瘦、泌乳量の低下または停止を起こします。
- 注意することは？**

ヨーネ菌に感染しても、すぐには発病しません(半年～数年後に発病します)。そのため、見かけは健康に見えるので、ヨーネ病とは知らずに導入して感染を広めるおそれがあります。

ヨーネ病に有効なワクチンや治療法はありません。

またヨーネ菌は消毒薬や乾燥に強いため、有効な消毒薬は塩素剤あるいは石灰に限られます。

ヨーネ病が発生するとどうなる？

感染牛が見つかり、法律(家畜伝染病予防法第17条)に基づいて殺処分されます。

またヨーネ病発生農場は、その後の発生が無くとも5年間は家畜保健衛生所が行う検査を受ける必要があります。

予防方法は？

感染牛の早期発見と淘汰が必要です。

- (1) ヨーネ病発生地域からの家畜導入は避けてください。
- (2) やむを得ず導入する時は、導入元にヨーネ病抗体検査結果(陰性証明)を請求してください。
- (3) 県外からの導入牛は家畜保健衛生所が行う着地検査を受けてください。
(導入前に検査を行っていても、着地の際には再度検査を受ける必要があります)
- (4) 治りにくい下痢や消瘦、泌乳低下を示す牛を発見した場合は、すぐに家畜保健衛生所あるいはかかりつけの獣医師に連絡してください。
- (5) 下痢をしている牛には、子牛を近づけないようにしてください。
- (6) 牛舎などは定期的に消毒するよう心がけてください。

人への感染は？

現在のところ人への感染は報告されていません。

県外からの導入牛はヨーネ病検査が必要です

県外から牛(搾乳牛、肉用繁殖雌牛、繁殖雄牛及びそれらの候補牛)を導入したら、裏面の様式(牛の導入報告書)に必要事項を記入して、長野家畜保健衛生所へファクシミリ又は郵送してください。原則として肥育牛および肥育もと牛はヨーネ病検査の対象にはなりません。

ヨーネ病検査には検査料がかかります。牛の月齢や検査の方法によって料金が異なりますので、詳しいことはお問い合わせください。

(別記様式1号)(第3関係)

牛の導入報告書

平成 年 月 日

長野家畜保健衛生所長 様

報告者(住所)
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

県外から県内へ下記の牛について導入しましたので報告します。

記 (「品種」、「性別」、「用途」、「ヨーネ病陰性証明書の有無」の欄は、該当を で囲んでください)

品種	名号 個体識別番号	性別	生年月日	用途	県内の導入先				導入元(生産者、家畜市場等)				到着 年月日	ヨーネ病陰性 証明書の有無	その他 参考事項
					市町村	地名	番地	氏名	都道府県	市町村	地名	番地			
牝 黒毛和種			年	搾乳 繁殖								年	有		
その他			月 日	その他								月 日	無		
牝 黒毛和種			年	搾乳 繁殖								年	有		
交雑種 その他			月 日	その他								月 日	無		
牝 黒毛和種			年	搾乳 繁殖								年	有		
交雑種 その他			月 日	その他								月 日	無		
牝 黒毛和種			年	搾乳 繁殖								年	有		
交雑種 その他			月 日	その他								月 日	無		
牝 黒毛和種			年	搾乳 繁殖								年	有		
交雑種 その他			月 日	その他								月 日	無		

(備考) 1 ヨーネ病陰性証明を受けている場合には、証明書の写しを添付すること。